

岩手県監査委員告示第44号

包括外部監査結果の公表（平成24年岩手県監査委員告示第9号）により公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成26年8月5日

岩手県監査委員 柳 村 岩 見
岩手県監査委員 高 橋 昌 造
岩手県監査委員 吉 田 政 司
岩手県監査委員 工 藤 洋 子

1 外部監査の種類

平成23年度に実施した地方自治法第252条の37第1項及び岩手県包括外部監査契約書第7条に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（テーマ）

公有財産に係る財務事務の執行及び管理の状況について

3 監査委員告示

平成24年3月9日付け岩手県監査委員告示第9号

4 岩手県知事からの措置結果通知の内容及び受理日

包括外部監査の結果に対する措置について 平成26年6月25日

5 指摘事項及び措置内容

（1）指摘事項

ア 有形固定資産の計上対象事業費について

県では、ダム以外の農業農村整備事業は事業完成後、地元の土地改良区ないし市町村に譲与している。

しかし、農業農村整備に係る有形固定資産307,577百万円は譲与対象事業費分まで含まれているため、県が管理する土地改良財産と有形固定資産計上額に不整合が生じている。譲与対象の事業費相当額は県に帰属する公共資産とは考えられないため、有形固定資産が過大計上されている。

なお、県では譲与対象の事業費相当額を区分するためのデータを把握していないため、有形固定資産の過大計上額は不明である。

イ 売却可能資産の開示不備について

病院事業における売却可能資産（「6 経理事務（3）公営企業会計の会計処理」参照）に金額的重要性が認められるものの、県が開示している売却可能資産（連結ベース）には含まれていない。

県の開示対象外の売却可能資産が貸借対照表作成に与える影響が大きいと推測されることから、平成21年度における売却可能資産の開示に不備が生じている。

ウ 基金財産の評価について

県の貸借対照表に計上している基金等残高において、上記2基金（県営林造成基金及び公営林造成基金）に係る立木がゼロ評価になっている。金額的重要性のある立木でありながら、基金等としてゼロ評価としているのは不適切である。

（2）措置内容

ア 有形固定資産の計上対象事業費について

農業農村整備事業に係る有形固定資産について、平成23年度財務書類から譲与対象事業資産を有形固定資産から控除し、過大計上を解消することとした。

イ 売却可能資産の開示不備について

病院事業における売却可能資産について、平成22年度財務書類から売却可能資産（連結ベース）に含めることとした。

ウ 基金財産の評価について

県営林造成基金については、平成22年度財務書類から基金等として資産計上することとした。

公営林造成基金については、平成23年度財務書類から基金等として資産計上することとした。